

加美町からいただいた
ご指摘について

平成26年6月30日

環境省

平成26年6月16日に開催されました第3回宮城県指定廃棄物処分場の詳細調査候補地に係る関係者会談において、加美町からいただいた主なご指摘は以下のとおりと考えております。

	ご指摘	ページ
1	環境省からの回答では、候補地選定は市町村長会議で確定した選定手法にしたがい、「正確かつ確実に」、また、「既存データのあるエリアを除外する」作業を行ったとのことですが、候補地(7.9ha)内に勾配30度以上の傾斜地が存在しており、予め除外されるべき土地を除外せずに必要面積が確保できるとしたのではないのでしょうか。このやり方は市町村長会議でも説明されておらず、選定手法からみてルール違反ではないのでしょうか。	1
2	田代岳の候補地については、以前の環境省からの回答では、災害復興のために利用可能な国有財産として東北財務局から情報提供を受けたと説明がありましたが、加美町で東北財務局に確認した結果、加美町にはそのような国有財産はないとのことでした。誰がどのような根拠で災害復興のために利用可能な国有財産として決められたのでしょうか。	3

第3回関係者会談で加美町からいただいた主なご指摘について、環境省の考え方は以下のとおりです。

1. 環境省からの回答では、候補地選定は市町村長会議で確定した選定手法にしたがい、「正確かつ確実に」、また、「既存データのあるエリアを除外する」作業を行ったとのことですが、候補地(7.9ha)内に勾配30度以上の傾斜地が存在しており、予め除外されるべき土地を除外せずに必要面積が確保できるとしたのではないのでしょうか。このやり方は市町村長会議でも説明されておらず、選定手法からみてルール違反ではないのでしょうか。

【環境省の考え方】

- 選定手法(第4回市町村長会議資料1(別紙1)p.4)においては、「候補地選定に際しては、安全な処分に万全を期すために、既存の知見により安全等が確保できる地域を抽出する等、候補地選定手順に従って選定を行う。ただし、最終的な候補地選定にあたっては、候補地の現地確認や詳細調査を通じて、追加的な情報を得て判断する。」こととされております。
- 安全等の確保に関する除外エリアのうち、勾配30度以上の傾斜地に該当するエリアについては、数値地図25000(国土交通省)の50mメッシュ標高データから、GISソフトの計算機能を用いて算出することとしています。
- 一方で、利用可能な国有地・県有地として情報を入手した土地のうち、田代岳については、「更地、岩石採取跡地」という情報があり、上記の計算結果との齟齬があることが判明しました。
- このため、空中写真の利用を通じ確認をしたところ、更地であることを改めて確認しました。
- このように、具体的な候補地の選定作業を行う前の段階で、50mメッシュ標高データから算出したデータは明らかに現状を反映していないことが確認されたことから、更地であるという情報を用いるとともに、現地確認により詳細を確認することとしました。
- また、現地確認では、これまでご説明した通り、なだらかな土地で必要面積が確保可能であると判断しました。

【環境省の考え方(続き)】

- したがって、田代岳の候補地は、最終的には現地の地形の確認によって判断していますが、安全等の確保に関する事項の配慮により除外すべき地域は除外した上で、選定しており、ルール違反とは考えておりません。

【これまでの回答】

- 宮城県における選定手法については、市町村長会議において、議論を重ねたものであり、具体的な評価項目・評価基準や、評価に用いるデータに何をを用いるかについても併せて説明を行い、ご理解いただいたところです。
- 平成25年11月の第4回市町村長会議において、宮城県の実情に配慮した候補地の選定手法を確定させていただき、その際に、既存の知見で、地図情報として全国的に整備され、一律に評価できるものを採用することを基本とする考え方のもと、評価に用いるデータの出典について、すべて明らかにしております。
- 環境省では、この選定手法にしたがって選定作業を行い、その結果として根拠となるデータをすべて示した上で、詳細調査の候補地を提示したものであり、その結果については選定手法に沿ったものと考えております。
- さらに、これらの既存の知見に加え、詳細調査の実施を通じて、科学的・技術的観点から必要となる文献調査や候補地におけるボーリング調査などにより、地質・地盤性状に関する詳細なデータ等の追加的な情報を得たいと考えております。これらの情報により、改めて有識者会議において安全性を評価した上で、ご説明したいと考えておりますので、詳細調査の実施にご理解いただきたいと考えております。

2. 田代岳の候補地については、以前の環境省から提供された資料では、災害復興のために利用可能な国有財産として東北財務局から情報提供を受けたと説明がありましたが、加美町で東北財務局に確認した結果、加美町にはそのような国有財産はないとのことでした。誰がどのような根拠で災害復興のために利用可能な国有財産として決められたのでしょうか。

【環境省の考え方】

- 宮城県における詳細調査を行う候補地の選定作業に当たり、まずは利用可能な国有地の抽出を行う必要があります。
- 環境省から東北財務局に対し、災害復興のために利用可能な国有地情報に関して、宮城県における国有地の情報提供を求めたところ、複数の国有地情報を提供いただいたものです。